

平成28年度以降の「知」の集積と活用 の場 産学官連携協議会のあり方に関するアンケート調査

資料4

平成28年3月

産学官連携協議会の運営について、本年2月に会員を対象としたアンケート調査を実施した結果、69会員から回答をいただいた。事務局の検討方向について回答者の概ね8割以上が賛同の意思を示されたところ。その他、個別にいただいた主な御意見は以下のとおり。

本協議会のあり方に関する基本的考えについて

- 支部組織の設置やセミナー等の地方開催など、全国的な展開をお願いする。
- 革新的技術開発・緊急展開事業における技術提案会のような場を設けて欲しい。
- 会員数が多く多分野にわたっているため、分科会等があると進めやすいのではないか。
- 事業化として重要な知財権絡みはきちんと規定して方針を出して欲しい。等

会員サービスのあり方

- 農林水産省や国立研究開発法人だけでなく、会員が有する研究成果や情報を提供することも検討して欲しい。
- 積極的な情報提供と併せて情報に対するわからない部分の質問にも答えるようにすべき。
- 協議会による会員利用のための専用HPが必要ではないか。等
- 会員へ課題提供するのであれば、生産現場への視察、現場の観察、農家へのヒアリング活動を実施すればよい。
- 「漠然と認識されている課題」を「解決すべき技術的課題」に変換する作業が必要となることが多く、この変換作業ができる人材が不足している。等

当面の会費のあり方

- ※28年度は会費を徴収しないことについて90%以上が賛同。
- 会費制とする場合も、参画企業や法人、団体の事業規模等に応じた会費設定ができると、地方企業や団体も参画しやすい。
- 金銭的な負担をすることでコミットメントと積極的な参加が見込まれる(例えばポスターセッション発表者から徴収等)。等

組織形態

- 事務局は運営委員だけでなく、戦略的に推進するための事務局要員が必要。
- オープンイノベーションを推進する体制として現行の組織形態を維持する事が望ましい。民営化は効率性偏重による弱者切り捨てに繋がりがねない。等

事務局

- 民間委託で中長期的に継続性、実効性が確保できるのか検討が必要。
- 首都圏以外の地域に不利にならない運営をお願いしたい。
- 事務局は可能な限り民間(産業界)のノウハウを活用することが望ましい。
- 法人化後は、農林水産省はオブザーバー的立場となり、法人の自主的な運営を側方から支援する体制が望ましい。等

消費者及び海外の組織の扱い

- 「消費者モニター」からの意見は大変重要であるが、消費者と農業生産者、加工業者等双方の課題や状況を把握し、調整することができるコーディネータの役割がさらに重要である。
- 消費者モニターを協議会に設置しなくても、必要に応じて研究開発コンソーシアムの予算でプロジェクト毎に調査を実施することで対応可能。
- 消費者向けの説明と意見フィードバックの受付もウェブサイトなどで積極的に取り入れていくべきだが、協議会に個人消費者が参加するメリットは思い当たらない。等

海外の組織の扱い

- 海外の組織と交流し、向上していくことが重要である。
- 技術、知識の流出のおそれがあるので対応は慎重に検討すべき。等

知的財産等の取扱いについて

- 知財部門が弱いあるいは他部門が兼任をしている等あり、そういったバックアップの方法を検討して欲しい。
- 手続きや運営に関する細かな対応について、相談窓口を設け、専門の担当に適宜相談可能な体制を構築して欲しい。等

その他の意見等

- 協議会が交流の場として機能させたいのであれば、定期、不定期関係なく、人が集まれる場を提供してみればよい。場を作ること、場を活性化させること、が必要であり、それだけでよいとも感じている。
- 地域の特性を活かす観点から各地方単位、ブロック単位での課題や意見を集約することもお願いしたい。
- 農業に従事する者としての所感といたしましては、現場の意見を届ける機会がまだ少ない。未来に繋がる画期的な企画・立案を期待している。
- 課題が出てきた場合、透明性をもって会員同士が知恵と行動力によって運営していきたい。
- 近視眼的な関わりでは、非連続的イノベーションは生まれにくい。次年度以降は中長期的な社会ニーズなどを調査・把握し、テーマの設定から議論する体制が必要。客観的根拠（エビデンス）に基づく合理的なプロセスにより、協議会が運営されることを期待する。等